

本事務連絡は、1月7日（木）に決定された「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を受けて、社会教育施設における感染症対策の徹底をお願いします。関係者に周知願います。

事 務 連 絡
令和3年1月7日

各都道府県社会教育施設担当課長
各指定都市社会教育施設担当課長

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長

社会教育施設における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

本日（1月7日）、第51回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づき、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」における「新型インフルエンザ等緊急事態措置」を実施すべき期間を令和3年1月8日から令和3年2月7日までの31日間とし、区域を東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県とすることが決定されました。

同日改訂された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において、緊急事態措置を実施すべき区域においては、社会経済活動を幅広く止めるのではなく、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底することとされ、緊急事態措置を実施すべき区域以外の地域においては、地域の感染状況や医療提供体制の確保状況等を踏まえながら、感染拡大の防止と社会経済活動の維持との持続的な両立を図っていくこととされています。

催物（イベント等）の開催制限について、緊急事態措置を実施すべき区域においては、令和3年1月7日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」の「施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要（第51回政府対策本部決定）」（別添資料2、下記抜粋参照）が示されており、各都県において、主催者等に対して、規模要件等（人数制限・収容率、飲食を伴わないこと等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うものとされています。

施設利用・イベント関係の主な緊急事態措置の概要（一部抜粋）

〈イベント関係〉

人数制限 5000人、かつ、収容率50%以下の要件に厳格化

（あわせて20時までの営業時間短縮の働きかけ）

（その他留意事項）

・成人式はオンライン・延期を呼びかける

また、施設利用関係について、同区域においては、上記事務連絡の「緊急事態措置以外の対応」（別添資料2、下記抜粋参照）が示されています。

緊急事態措置以外の対応（一部抜粋）

〈施設利用関係〉

集会場又は公会堂、展示場

博物館、美術館又は図書館

・20時までの営業時間短縮、19時までの酒類提供

・人数上限5,000人、かつ、収容率要件50%以下とする
ことの働きかけ

社会教育施設における施設利用及び催物（イベント等）については、上記内容に加え、「公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」や「図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」等を参照の上、適切に対応してください。

また、年始における感染症対策としては、令和2年12月14日付地域学習推進課事務連絡「年末年始における忘年会・新年会・成人式等及び帰省の留意事項について（周知）」をもってお知らせしている事項等も踏まえ、必要な対応を講じていただくようお願いします。

以上のことを御了知いただくとともに、新型コロナウイルス感染症は、日々状況が変化しているところであり、以下の関連情報ホームページ及びそのリンク先により最新の情報を確認の上、安全確保に細心の注意を払い、感染拡大防止に万全を期すようお願いします。

本件について、各都道府県社会教育施設担当課におかれては管下の市町村社会教育施設担当課及び所管の社会教育施設に対して、各指定都市社会教育施設担当課におかれては所管の社会教育施設に対して、それぞれ周知をお願いします。

（別添資料）

- 1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針
（令和3年1月7日変更）
- 2 緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等
について
（令和3年1月7日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室
事務連絡）

(参考情報)

1 新型コロナウイルス感染症に関する情報について

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210107.pdf

(2) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年1月7日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210107.pdf

(3) 新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について

(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

(4) 文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

2 ガイドラインについて

(1) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(5月14日付公益社団法人全国公民館連合会、令和2年10月2日改訂)

<https://kominkan.or.jp/>

(2) 図書館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

(5月14日付公益社団法人日本図書館協会、令和2年5月26日改訂)

<https://www.jla.or.jp/home/tabid/853/Default.aspx>

本件連絡先	文部科学省総合教育政策局 地域学習推進課 地域学習推進係 TEL : 03-6734-2974 (直通)
-------	--